令和２年度大阪府公立高等学校入学者選抜における海外現地校で教育を受けたために

別紙

調査書中の教科の評定無記載となっている場合の取扱いに係る申請の手続きについて

（注１）「海外現地校」とは、海外における、日本の学校教育法第１条に規定する中学校等に相当する学校をいう。ただし、文部科学省の認定した在外教育施設中学部を除く。

（注２）「中学校」とは、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校等の中学部をいう。

（注３）「中学校長」には、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校等の校長を含む。

１　申請手続きについて

　(1) 府内公立中学校（府立富田林中学校を除く。以下同じ。）

|  |  |
| --- | --- |
| 志願者 | ・本取扱いを希望する志願者は、「海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書」（以下「申請書」という。）を、中学校長に提出する。 |
| 添付  様式  申請 |
| 中学校長 | ・中学校長は、申請に対して具申し、中学校を所管する市町村教育委員会に副申を願い出る。  ・その際、「海外現地校での成績を証明する書類」及び「やむを得ない事情を証明する書類」（ともに原則としてＡ４判とする。）を添付すること。添付書類は、状況を証明する箇所がわかるように、マーカー等で示すこと。 |
| 添付  様式  申請  具申 |
| 中学校を所管する  市町村教育委員会 | ・中学校を所管する市町村教育委員会は、具申された申請に対して副申し、原則として、令和元年11月29日（金）までに高等学校を所管する教育委員会（提出先は府教育庁教育振興室高等学校課学事グループ）に提出する。  ・その際、申請書の電子データ（Excelファイル）を、併せて提出する。なお、電子データには個人情報が含まれているため、必ずパスワードを設定すること。  ・申請書（電子データ）のファイル名については、以下のとおりとすること。  　　　〇〇市-(整理番号)　　（例　大阪市-2） |
| 提出先：  府教育庁高等学校課  添付  様式  申請  具申  副申 |
| 高等学校を所管する  教育委員会 | ・府教育委員会及び高等学校を所管する市教育委員会において提出された申請書を審査する。 |

(2) 府立支援学校及び国私立の中学校（府立富田林中学校を含む。以下同じ。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 志願者 | | | ・本取扱いを希望する志願者は、申請書を中学校長に提出する。 |
| 添付  様式  申請 | | |
| 支援学校長 |  | 中学校長 | ・府立支援学校においては、支援学校長が申請に対して具申し、原則として、令和元年11月29日（金）までに府教育庁教育振興室支援教育課学事・教務グループに提出する。  ・国私立の中学校及び府立富田林中学校においては、中学校長が申請に対して具申し、原則として、令和元年11月29日（金）までに高等学校を所管する教育委員会（提出先は府教育庁教育振興室高等学校課学事グループ）に提出する。  ・その際、「海外現地校での成績を証明する書類」及び「やむを得ない事情を証明する書類」（ともに原則としてＡ４判とする。）を添付すること。添付書類は、状況を証明する箇所がわかるように、マーカー等で示すこと。  ・また、申請書の電子データ（Excelファイル）を、併せて提出する。なお、電子データには個人情報が含まれているため、必ずパスワードを設定すること。  ・申請書（電子データ）のファイル名については、以下のとおりとすること。  　　　〇〇学校-(整理番号)　（例　〇〇中学校-1）  ・府教育委員会及び高等学校を所管する市教育委員会において提出された申請書を審査する。 |
| 府教育庁高等学校課  府教育庁  支援教育課  添付  様式  申請  具申 | | |
| 高等学校を所管する  教育委員会 | | |

２　承認書交付等について

|  |
| --- |
| ・本取扱いに係る申請の承認は、提出された申請書に基づき、高等学校を所管する教育委員会が審査し決定する。  高等学校を所管する  教育委員会  承認書  教委用  申請書  (写)  承認書  中学校・  志願者用  （府内公立中学校）  ・高等学校を所管する教育委員会は、中学校を所管する教育委員会及び中学校長を通じて、志願者に対し、申請のあった選抜ごとに承認書の交付を行う。  ①  （図の①）  中学校を所管する  市町村教育委員会  （府立支援学校、国私立の中学校及び府立富田林中学校）  申請書  (写)  承認書  中学校・  志願者用  ・高等学校を所管する教育委員会は、支援学校長及び中学校長を通じて、志願者に対し、申請のあった選抜ごとに承認書の交付を行う。  ②  申請書  (写)  承認書  中学校・  志願者用  ①  （図の②）  支援学校長・中学校長  ① ② |
| ・承認を受けた志願者は、出願の際、志願書等に申請書の写し及び承認書を添えて志願先高等学校長に提出する。  志願者  自己  申告書  申請書  (写)  承認書  中学校・  志願者用  (図の③)  志願書  ③  志願先高等学校長 |

※　申請書の提出から承認書の交付には、３週間程度の日数がかかります。